

旭川工業高等専門学校規則等の制定手続に関する規則

制定 平成29. 1. 1 規則第1号
改正 平成29. 3. 23 規則第13号

旭川工業高等専門学校規則等の制定手続に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校における規則等の種類及び制定（改廃を含む。以下同じ。）に関する手続等について定めることを目的とする。

(種類)

第2条 規則等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 細則
- (4) 申合せ

(学則)

第3条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について、校長が定めるものとする。

2 校長は、学則を制定しようとするときは、旭川工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）の審議を経るものとする。

(規則)

第4条 規則は、学則若しくは法令等の規定に基づき、又は教育研究及び管理運営に関する基本的事項について、校長が定めるものとする。

2 校長は、規則を制定しようとするときは、運営会議の審議を経るものとする。

(細則)

第5条 細則は、学則又は規則を実施するために必要な細目的事項について、校長が定めるものとする。

2 校長は、細則を制定しようとするときは、運営会議の審議を経るものとする。

(申合せ)

第6条 申合せは、規則又は細則を運用するために申し合わせる事項について、校長が定めるものとする。

2 校長は、申合せを制定しようとするときは、関係の審議機関の審議を経るものとする。

(規則番号)

第7条 学則、規則及び細則には、暦年（1月1日から12月31日まで）を区切りとする一連の番号（以下「規則番号」という。）を付すものとする。

2 前項の規則番号は、総務課において管理するものとする。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

2 この規則の施行日より前に制定された規則等については、この規則の施行後、最初の制定時から適用する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第13号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。